

事 務 連 絡
令和 5 年 2 月 6 日

各地方公共団体地方創生担当部局 御中

令和 5 年度地方大学・地域産業創生交付金事業「本申請枠」に係る公募について

内閣府地方創生推進事務局

平素より、地方創生の推進につきまして、格別の御理解・御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

地方大学・地域産業創生交付金（以下「本交付金」という。）は、地域における大学の振興及び若者の雇用機会の創出による若者の修学及び就業の促進に関する法律（平成 30 年法律第 37 号。以下「法」という。）第 5 条第 1 項に基づき地方公共団体が作成する、地域における大学振興・若者雇用創出事業に関する計画に基づく事業の実施に要する経費に充てるため、法第 11 条の規定により国が交付する交付金として、令和 5 年度当初予算においては 70.0 億円（予算科目上の地方大学・地域産業創生交付金（20.0 億円）及びデジタル田園都市国家構想交付金活用分（50.0 億円）の合計）を計上しています。

本交付金事業への申請を検討されている地方公共団体におかれましては、下記の内容を御確認の上、御対応いただきますようお願いします。

なお、令和 4 年度まで「計画作成支援枠」として公募していたものについては、「計画作成支援事業」として別途公募しますので、同日付の他の事務連絡を御確認ください。

I. 「本申請枠」について

- 本交付金事業について、交付決定・事業開始を希望する団体向けの申請枠です。
- 「地域における大学振興・若者雇用創出事業評価委員会」（以下「評価委員会」という。）の複層的な評価（書面・現地・面接）を経て、採択された実施計画に対して、法に基づく計画の認定を行います。

II. 本交付金事業の概要、審査プロセス及び公募スケジュールについて

令和5年度における本交付金事業の事業背景・趣旨・概要、評価プロセス及び公募スケジュールなどについて別紙1（公募詳細説明資料）のとおりまとめておりますのでご確認ください。

公募は年度内に2回行う予定です。

III. 本交付金の取扱いについて

地方大学・地域産業創生交付金制度要綱（平成30年6月1日付け府地事第245号）第14の規定に基づき、令和5年度における本交付金の取扱いを定めておりますので、別紙2（令和5年度における地方大学・地域産業創生交付金の取扱いについて）をご確認ください。

なお、令和6年度以降における本交付金の取扱いについては別途定めます。

IV. 申請資料の提出について

別紙3（申請資料一覧）のとおり、資料を別紙1に記載されている所定の公募申請期間（第1回：5月11日（木）～12日（金）17時、第2回：10月26日（木）～27日（金）17時）内に御提出下さい。提出は、下記**提出先メールアドレスへの電子メールによる受付のみ**といたします。

なお、全ての資料は、別紙3にて記載の提出形式のファイルを、1つのZIPファイルにまとめて送信ください。ZIPファイルにまとめる個々のファイルの名称は、「都道府県・市区町村コード（半角5桁）+_（半角アンダーバー）+地方公共団体名+_（半角アンダーバー）」とし、ファイル名の最後に「（申請資料の名称）」としてください。

※データ容量の関係で、メールでの送信が難しい場合には、データアップロード用URLを送付いたしますので、時間に余裕を持ってご連絡ください。

○ZIP ファイル名：「01000_北海道_「本申請枠」（申請資料の提出関係）.zip」

- PPT ファイル名：「01000_北海道_（実施計画 本体）.pptx」

- PDF ファイル名：「01000_北海道_（実施計画 本体）.pdf」

- PPT ファイル名：「01000_北海道_（実施計画 バックデータ集）.pptx」

- PDF ファイル名：「01000_北海道_（実施計画 バックデータ集）.pdf」

- Excel ファイル名：「01000_北海道_（実施計画_様式1-3～1-13）.xlsx」

- PDF ファイル名：「01000_北海道_（実施計画_様式1-3～1-13）.pdf」

- PDF ファイル名：「01000_北海道_（〇〇大学概要）.pdf」

- PDF ファイル名：「01000_北海道_（事前チェックリスト）.pdf」

V. 内閣府事務局との事前相談について

「本申請枠」への申請に当たっては、本交付金事業の趣旨の理解に資するため、「基本的な考え方」説明会及び事前相談を必須としています。

○「基本的な考え方」説明会

各地方公共団体における申請資料に関する検討に当たっては、事前に、内閣府事務局が個別に制度内容等について説明会を行うこととしております。

<実施概要>

- ・実施日時 : 通年／平日 10 時～12 時、13 時 30 分～18 時
- ・時間 : 1 時間以内／1 回
- ・資料 : 関係資料があれば説明会実施日の前営業日 17 時までに送付（必須ではない）
- ・申込方法 : [問い合わせフォーム](#)にご担当者のお名前、所属団体・部署、連絡先のメールアドレス、会議候補日時（3 枠以上）を明記の上、最も早い枠から 5 営業日前の 17 時までにご連絡ください。
- ・備考 : 原則オンラインで実施します。オンライン会議システムは、Skype for Business、Zoom、Webex、Teams のいずれかにより実施します。また、当府が委託する専門調査機関の担当者が同席する場合があります。

○事前相談

「本申請枠」への申請に当たっては、**様式 1-1-1（実施計画 本体）を用いた事前相談を必須とします。**必ず事前相談受付期間内に事前相談を行ってください。事前相談を踏まえて事業内容や実施計画に見直しが生じる可能性が高いため、十分に余裕を持って事前相談を行っていただきますようお願いいたします。

<実施概要>

- ・受付期間 : 第 1 回 : 令和 5 年 2 月 6 日(月)～4 月 28 日(金)
第 2 回 : 令和 5 年 7 月 18 日(火)～10 月 13 日(金)
／平日 10 時～12 時、13 時 30 分～18 時
- ・時間 : 1 時間以内／1 回
- ・資料 : 様式 1-1-1（実施計画 本体）を事前相談実施日の前営業日 17 時までに送付（必須）
- ・申込方法 : [問い合わせフォーム](#)にご担当者のお名前、所属団体・部署、連絡先のメールアドレス、会議候補日時（3 枠以上）を明記の上、最も早い枠から 5 営業日前の 17 時までにご連絡ください。
- ・備考 : 原則オンラインで実施します。オンライン会議システムは、Skype for Business、Zoom、Webex、Teams のいずれかにより実施します。また、当府が委託する専門調査機関の担当者が同席する場合があります。

上記の必須の事前相談に向けた検討に関する相談も通年で受け付けています。上記実施概要に準じてご連絡ください。この場合、資料の形式は実施計画である必要はありません。

Ⅵ. 計画の認定及び交付決定について

評価委員会の複層的な評価（書面・現地・面接）を経て、採択の内示を受けた地方公共団体は、評価委員会における指摘等を踏まえ、法第5条第1項に基づき、計画を内閣総理大臣宛て提出します。内閣総理大臣は、評価委員会による評価を踏まえ、関係大臣との協議を経て、計画を認定します。計画の認定後、地方公共団体は、内閣総理大臣宛て交付申請を行います。なお、交付決定に際して、財務大臣の承認を経ます。

※第2回の申請は、令和6年度予算成立後、直ちに事業を開始できるよう、予算編成前に始めるものであり、国会における本予算成立までの間、当該事業の実施の可否や事業内容・規模、事業開始時期等に変更が生じる可能性があること、及び、本事業は交付決定後でなければ開始することができないことに留意してください。

Ⅶ. 評価委員の公表等について

公平・公正な評価のため、任期終了まで評価委員会の氏名等を非公表としています。なお、現地評価や面接評価等を通じ、申請団体又はその関係者が何らかの形で個別の委員名を知ることとなった場合においても、委員への働きかけはお控えください。

Ⅷ. その他の参考資料について

本交付金事業等に係る資料については、以下のウェブサイトに掲載しています。順次更新していますので、適宜、御参照ください。

○地方大学・地域産業創生交付金ウェブサイト

https://www.chisou.go.jp/sousei/about/daigaku_kouhukin/index.html

○令和5年度地方大学・地域産業創生交付金事業の公募について

https://www.chisou.go.jp/sousei/about/daigaku_kouhukin/koubo/202301/index.html

<問い合わせ・提出先>

内閣府地方創生推進事務局 地方大学・地域産業創生交付金担当

住所：〒100-8968 東京都千代田区永田町 1-6-1 中央合同庁舎第8号館

内閣官房デジタル田園都市国家構想実現会議事務局内

メール：sosei-daigaku.t3a@cao.go.jp

電話：03-6257-3803

担当：坂本、川村、河本、梅本